



高木ひろし 立憲民主党 県政レポート

2025年新年号
愛知県12月定例議会特集
〈編集・発行〉県議会議員(あいち民主)
高木ひろし事務所
〒467-0047 名古屋市瑞穂区日向町4-19-1
TEL 052-837-0921 FAX 052-837-2178
E-mail h-takagi77@mediacat.ne.jp

再審法改正へ意見書採択

愛知県議会12月定例会は2日から19日まで開かれ、今年度一般会計から1億1636万円を減額する一方、人事委員会勧告に沿って知事、議員など特別職報酬や県職員の給与改定分を増額する188億余円の補正予算案など53議案を審議、可決しました。減額は、土壌汚染が判明したことに伴う知多総合庁舎の新庁舎建設繰り延べに伴うもの。また豊山町に整備する基幹的広域防災拠点の第1期分として消防学校の建設・維持管理に163億余円、名古屋・栄の「愛知芸術文化センター」の活性化を目指して運営権を民間

事業者に譲渡することに伴う226億円の債務負担行為を認めました。請願は、私学助成の充実にかかわる4件が採択され、「刑事訴訟法の再審規定の改正について」「悪質・危険な運転行為による死傷事犯の根絶について」など6件の意見書が採択されました。再審についての意見書はあいち民主県議団から提案したもので、袴田さんのような冤罪被害が早期に救済されるよう、①検察のもつ証拠開示②再審決定後の検察の不服申し立て制限などの刑事訴訟法改正を国に求めるものです(4面に関連記事)。

えん罪被害救済早く

狭山事件も再審開始を



石川一雄さん

1963年に埼玉県狭山市で起きた女子高生誘拐殺人事件。警察の差別的な見込み捜査によって別件逮捕された被差別部落の石川一雄(当時24歳)さんは、脅迫と甘言によって嘘の自白をしまい、浦和地裁で死刑判決が下る。しかし有罪の決め手とされた万年筆の発見過程や脅迫状の筆跡などを巡り、重大な疑惑が次々と明らかとなり、石川さんの無実の訴えが多く共感を呼ぶようになる。1974年に無期懲役判決が下された東京高裁前の日比谷公園には10万人を超える市民が集まり抗議の声を上げた。最高裁の上告棄却後、3次にわたる再審請求を行なうもいまだ再審は開かれていない。弁護団によって多くの新証拠や鑑定書が提出され、鎌田慧さん、落合恵子さん、古今亭菊千代さん、佐高信さんらが事実調べを求める51万筆の署名を東京高裁に提出したが、事実調べは一度も行われていない。仮出獄した石川さんはすでに85歳となり、再審の開始を待ちわびている。

2024年9月元死刑囚・袴田 巖さんは、再審裁判による無罪判決が確定し、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件に続く戦後5例目の死刑再審無罪事件となった。発生以来58年、最初の再審請求から43年、再審開始から10年。なぜ無実の人に死刑判決が下され、その冤罪(えんざい)を晴らす再審裁判にこんなにも長い年月がかかる



袴田 巖さん

袴田再審の教訓生かして 全証拠開示と検察の抗告制限

のか。全国で日本の刑事訴訟法における再審制度の改正を求める声が高まっている。
袴田事件判決で衝撃的だったのは、「虚偽の自白」に加えて有罪の物証とされた「5点の衣類」も捜査機関による捏造(ねつぞう)と認定したことだ。刑事裁判における有罪率が99.9%といわれる日本

では、検察の権限が非常に強い。裁判で必ず有罪に持ち込めるよう嘘の自白を強要したり、不利な証拠を意図的に隠したり、時には証拠の捏造すら行なわれてきた。再審の開始が決定されても、検察は「抗告」によってこれを取り消すことすらできてしまう。しかも、世界でも数少なくなった死刑制度を持つ国として、冤罪による死刑判決

こうした現状を是正するため日弁連が提起するのは、①検察の持つ証拠開示ルールの明確化②再審開始に対する検察官の不服申し立ての制限—などを内容とする刑事訴訟法の改正だ。これを推進する超党派の国会議員連盟も動き出し、愛知県議会を含む17の道府県議会、300以上の市町村議会から意見書が続々と上がっている。

が実行されてしまったら、もはや取り返しがつかないことはいまやない。

愛知障害フォーラムと勉強会



障がい・難病政策推進議連(高木ひろし会長)は12月18日、愛知障害フォーラム(ADF)加賀時男代表の加盟団体の方々を県議機議事堂に招き、手話通訳者を交えて愛知県への要望事項について初めて意見交換した。ADF側からは旧優生保護法被害者への救済や、県立高校のエレベーターの未設置、公施設使用料の障害者割引などについて具体的指摘が出され、議連側は改善の努力を約束。今後両者で定期的に会合を持つことを確認した。

30年目の企業団体献金禁止

総選挙での与党敗北を受けて、「政治とカネ」を巡る国会論戦が熱を帯びているが、いよいよ焦点は、再び「企業団体献金の禁止」に絞られてきた。

ちょうど30年前の1993年夏、宮沢自民党が総選挙で大敗し、「政治改革」を掲げる細川連立政権が誕生した。その焦点は、衆議院の中選挙区制に代わる選挙制度改革と、政治腐敗の元凶と見られていた企業団体献金を禁止する政治資金規正法改正。この企業団体献金を廃止する代わりに導入されたのが、約320億円の政党助成金であったことは、天下周知の事実だった。それを、当時は自民を離党して細川政権側にいたはずの石破首相は「公的助成を入れるから企業団体献金廃止だというコンセンサスがあったなどと、私はまったく記憶にございません」などと白々しく国会で答弁し、企業団体献金を固守する姿勢に転じている。

当事者の自民党総裁だった河野洋平氏は、「5年後見直しという条件で、企業献金を廃止することで合意できた。公費助成が実現できたら、企業献金は廃止しなきゃ絶対におかしい」(衆議院事務局のオーラルヒストリー)と証言している。こうなったら、この河野氏を参考人として国会に招致して証言してもらおうしがあるまい。



迎春

私自身、細川連立政権の与党第1党だった社会党の職員として赤松広隆書記長の側近を務めていて、国会の駆け引きを固唾を呑んで見守っていた記憶が未だに生々しい。このテーマこそ、通常国会で徹底的に議論し、参議院選挙で国民に問い、30年目の決着をはっきりつけてもらいたいと思う。

企業団体献金を求めず受けとらない
高木ひろしに声援と千円を!
〔郵便振替口座番号〕00840-3-25162 高木ひろし友の会

令和7年度
友の会募金
受付中!